

令和2年度

第2回観音寺市農業委員会定例会

議事録

令和2年5月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和2年5月20日（水） 午後1時30分～午後3時

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 17人

1番 森川 光典 (会長)
2番 合田 政光
4番 荻田 昇吾
6番 富田 敏弘
7番 石井 崇雄
8番 豊田 敏計
9番 斎藤 照久
10番 中村 能身
11番 石川 素康
12番 山下 大輔
13番 岡下 定幹
14番 小出 章寛
15番 合田 亘
16番 山内 春雄
17番 川下 肇
18番 合田 朝子
19番 今井 康博 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 観音寺市農地利用集積計画（案）について

議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の会長専決について（報告）

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	合田 尊男
事務局次長（農政管理係長）	藤村 佳広
事務局主任（農地係長）	石井 盟人
事務局主事	藤川 博史

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和2年度観音寺市農業委員会第2回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半である17人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、森川会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

議長（会長） ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員さんは、8番豊田敏計委員、並びに17番川下肇委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」議題といたしますが、議案第3号の受付番号7番と8番が岡下定幹委員の関係案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の案件にあたります。そこで、先に1番から6番、9番から11番を先に審議していただきます。それでは事務局に説明を求めます。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和2年5月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は11件です。

まず、1から6番、9番から11番について説明させていただきます。

議案書3ページをご覧ください。

1番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったもので、譲受人は自己耕作農地の隣接農地を取得し、経営規模の拡大を図るものであります。

2番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったもので、認定農業者の譲受人は自己耕作農地の近接農地を取得し、経営規模の拡大を図るものであります。

3番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったもので、譲受人は農地を取得し、経営規模の拡大を図るものであります。

4番の譲受人は、柞田町を中心に肉牛の飼育及び販売を行っている農地所有適格法人で有償の所有権移転です。申請地は畜舎に近接しており、周辺農地も借り受けていることから更なる集約化が図れるものです。

5番は、(有)ラ・フレーズの所有する土地を、組織の再編により新たに設立する(株)ラ・フレーズに所有権移転をするものです。

譲渡人である(有)ラ・フレーズは、平成13年7月に香川県農協の子会社として設立されましたが、令和元年6月に香川県農協が出資金を引き上げたため、現農業者4人が株式と施設を合わせて1億4,520万円で買い取り、1年間経営をしてきましたが、各農業者が経営実態にあった形での事業継続が、更なる経営の発展と地域の農業の振興に資すると考え、本申請に至りました。

(株)ラ・フレーズは法人登記も終わり、提出された申請書によると農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、議決権、役員の要件を満たし、定款を有しているため、農地所有適格法人として判断する

ことができます。

6番の申請は、高齢化による経営縮小を検討していた譲渡人が従弟にあたる譲受人に農地を贈与するものです。

9番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた市外在住の譲渡人との間で話がまとまったもので、譲受人は農地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

10番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったもので、譲受人は農地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

11番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた県外在住の譲渡人との間で話がまとまったもので、認定農業者の譲受人は農地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

以上9件の申請につきましては、全部効率利用(利用・耕作)要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。
1番について、私から補足説明を行います。

議長(会長) この件については問題ありませんでした。

議長(会長) 続きまして2番から6番について、富田敏弘 委員 補足説明をお願いします。

富田委員 問題ありません。

議長(会長) 続きまして9番について、岡下定幹 委員 補足説明をお願いします。

岡下委員 問題ありません。

議長(会長) 続きまして10番について、山下大輔 委員 補足説明をお願いします。

山下委員 問題ありません。

議長(会長) 続きまして11番について、合田亘 委員 補足説明をお願いします。

合田委員 問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

会長 全員異議がないようですので、1番から6番、9番から11番は議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

引き続きまして、議事参与の制限案件となる7番と8番を審議していただくため、岡下定幹委員の退席を求めます。

(岡下委員退席)

会長 それでは、受付番号7番、8番について、審議いたしますので事務局の説明を求めます。

農地係長 7番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったもので、認定農業者の譲受人は自己耕作農地の近接農地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

8番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとったもので、譲受人は農地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

以上2件の申請につきましては、全部効率利用(利用・耕作)要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。

会長 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

会長 7番、8番については、合田朝子 委員、補足説明をお願いします。

合田委員 問題ありません。

会長 地区委員さんより補足説明がありましたが全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

会長 全員異議がないようですので、7番、8番について、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。それでは、ここで、岡下委員の入室を認めます。

(岡下委員入室)

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和2年5月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は5件です。

議案書7ページ及び位置図をご覧ください。

1番の申請場所は、観音寺市天神町一丁目甲857番4で観音寺市役所から西約410mに位置し、市道笠松9号線に接した都市計画法の用途地域内近隣商業地域として定められた第3種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地406m²、併せ地303.73m²、合計709.73m²です。

転用目的及び利用計画は、農家住宅の宅地拡張です。

転用に及んだ理由ですが、昭和45年頃に申請者の亡くなった夫が住宅を建築し、使用しておりました。相続手続き中に、調べたところ、登記が田となっていたため、始末書を付しての追認申請であります。

2番の申請場所は、観音寺市茂木町二丁目甲396番1で観音寺市役所から北約300mに位置し、市道茂木植田線に接した、都市計画法の用途区域内第一種中高層住居専用地域で、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地183m²です。

転用目的及び利用計画は、物置の設置です。

転用に及んだ理由ですが、北側の農地（今回の5条で申請あり）を転用するため、今まで農地法第4条の制限が除外されるものとして、農業用倉庫として利用していましたが、今後は物置として利用するための申請であります。

3番の申請場所は、大野原町大野原字雉子畠5135番で大野原小学校の南西約880mに位置し、市道清水池線に接した都市計画区域外の第2種農地で、転用面積は登記地目が畠、現況地目が宅地151m²です。

転用目的及び利用計画は、農家住宅の宅地拡張です。

転用に及んだ理由ですが、昭和55年頃に申請者の父が既存建物を移設したものです。今回、所有地の現況を確認していたところ、無断転用であることに気づき、始末書を付しての追認申請であります。

4番の申請場所は、大野原町福田原字藤目100番1で大野原中学校の東約1,500mに位置し、併せ地が県道丸井萩原豊浜線に接した都市計画区域外の第2種農地で、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地416m²と併せ地が332.23m²の合計748.23m²です。

転用目的及び利用計画は、作業所及び事業所です。

転用に及んだ理由ですが、昭和55年頃に事業拡張のために転用したものです。今回、所有地の現況を確認していたところ、無断転用であることに気づき、始末書を付しての追認申請であります。

5番の申請場所は、豊浜町和田甲1217番1外1筆で豊浜南部集会所から北約240mに位置し、市道道溝

坂下線から 50m東に入った都市計画区域内の非線引き区域の第2種農地で、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地 625 m²です。

転用目的は、農業用倉庫です。

転用に及んだ理由ですが、昭和 51 年頃に農業の規模拡大を図るために、農業用倉庫を建築したものです。今回、所有地の現況を確認していたところ、無断転用であることに気づき、始末書を付しての追認申請であります。

議案第 2 号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員さんより補足説明をお願いしたいと思います。

会長 1番、2番について、合田 政光 委員 補足説明をお願いします。

合田委員 問題ありません。

会長 3番について、山下 大輔 委員 補足説明をお願いします。

山下委員 問題ありません。

会長 4番について、小出 章寛 委員 補足説明をお願いします。

小出委員 問題ありません。

会長 5番について、山内 春雄 委員 補足説明をお願いします。

山内委員 問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、意見書を付して知事に進達します。

続いて、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第 3 号について説明させていただきますので、議案書の 9 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和 2 年 5 月 20 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 8 件です。

議案書の 10 ページをご覧ください。

1 番の申請者は、株式会社大創 代表取締役 藤井 勇作（ゆうさく） 様で、觀音寺市木之郷町に主たる事務所を置き、平成 24 年設立、資本金 500 万円で、一般建設業務や宅地建物取引業などを営む法人です。

転用目的は、宅地分譲で、所有権を移転しようとするものです。

申請場所は、觀音寺市昭和町一丁目甲 1524 番 1 外 2 筆で、JR 觀音寺駅の南約 60m に位置し、市道觀音寺駅南 3 号線に接し、都市計画法の用途地域として第一種住居地域に定められた第 3 種農地で、転用面積は、田 1695 m²です。

利用計画は、宅地分譲 7 区画で、平均区画面積は、248.09 m² となっています。

転用に及んだ理由ですが、申請者は觀音寺市を中心に不動産業を営む法人であります。申請地周辺で住宅建設希望の問い合わせが多くなり、用地を探していたところ、高齢により農地の管理に苦慮しているという不動産情報を得たため、転用申請に及んだものです。

申請地は商業施設が近いため住環境もよく、分譲物件に対する需要もあることから売却見込みもあります。また、用途地域内で宅地分譲を行う場合は、分譲後3年以内に住宅の建築を行わない場合は、宅地の買い戻しを行わなければならないもので、それを証する契約書も提出されております。

2番の申請についてですが、転用目的は、非農家の自己住宅で所有権移転するものです。

申請場所は、観音寺市茂木町二丁目甲 396 番4 番外1筆で、観音寺市役所の北300mに位置し、市道茂木植田線に接した都市計画法の用途区域内第一種中高層住居専用地域に定められた第3種農地で、転用面積は、田 499 m²です。

利用計画ですが、住宅2階建て1棟 65.74 m²、カーポート 33.46 m²で土地利用率は 24.49%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は、結婚し、親元に近いところに家を建てたいと考え、実家に近い場所で土地を探していたところ、高齢により農地の管理に苦慮しているという不動産情報を得たため、住宅を新築するものです。

3番の申請についてですが、転用目的は、宅地拡張で所有権移転するものです。

申請場所は、観音寺市茂木町二丁目甲 396 番6 で、観音寺市役所の北300mに位置し、併せ地が市道福留西屋敷線に接した都市計画法の用途区域内第一種中高層住居専用地域に定められた第3種農地で、転用面積は、田 317 m²、併せ地 165.29 m²、合計 482.29 m²です。

利用計画ですが、既存建物1棟 99.83 m²、カーポート 44.77 m²で土地利用率は 29.98%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は、県外に住んでいる次男が返ってくる予定であり、駐車場の確保のため、宅地拡張するものです。

4番の申請についてですが、転用目的は、非農家の自己住宅で所有権移転するものです。

申請場所は、観音寺市柞田町字油井乙 2626 番1 で、柞田小学校から南西に約 1,100m に位置し、市道山王山田線に接した都市計画法の未線引き地域の第2種農地で、転用面積は田 328 m²です。

利用計画ですが、住宅2階建て 77.01 m²で土地利用率は 23.47%です。

転用に及んだ理由ですが、結婚して子どもを出産予定であるが、交代制勤務のため実家の協力が必要となり、計画に着手するものです。

5番の申請者は、協和開発株式会社 代表取締役 三谷 利憲（としのり）様で、観音寺市本大町に主たる事務所を置き、昭和47年設立、資本金4,500万円で、不動産業などを営む法人です。

転用目的及び利用計画は、共同住宅1棟2階建て 112.04 m²です。

申請場所は、観音寺市吉岡町字道下 836 番3 で、一の谷小学校の北西約 920m に位置し、市道本村三豊中学校線に接した都市計画区域内非線引き地域の第2種農地で、転用面積は、田 452 m²です。

転用に及んだ理由ですが、現在保有している分譲地が少なくなり、事業を展開する必要があり、共同住宅を利用する単身者や新婚家庭向けにニーズの高い国道や大型店舗へのアクセスなどの住環境が良い、本申請地の5条転用を行い、所有権を移転するものです。

6番の申請についてですが、転用目的は、非農家の自己住宅です。

申請場所は、観音寺市大野原町花稻字流畑 732 番2 番外1筆で、大野原小学校から北西に約 2 キロに位置し、市道下組本村線から 50m 南に入った都市計画区域外の第2種農地で、転用面積は田 241 m²です。

利用計画ですが、住宅平屋建て 105.99 m²で土地利用率は 25.79%です。

転用に及んだ理由ですが、譲受人は夫、子の三人で、市内アパートで生活しておりましたが、子どもの成長によりアパートが手狭になったこともあります、両親の家に近接した場所に家を建て移り住もうと考え、本申請地の5条転用を行い、無償で所有権を移転するものです。

7番の申請についてですが、転用目的は、非農家の自己住宅です。

申請場所は、観音寺市大野原町花稻字流畠 752 番 2 外 1 筆で、大野原小学校から北西に約 2.1 キロに位置し、市道下組本村線から 50m 南に入った都市計画区域外の第 2 種農地で、転用面積は田 393 m²、公衆用道路 10 m²、合計 403 m²です。

利用計画ですが、住宅平屋建て 112.62 m² で土地利用率は 31.02% です。

転用に及んだ理由ですが、譲受人は妻、子ども 2 人の 4 人で、市内アパートで生活しておりましたが、子どもの成長によりアパートが手狭になったこともあり、両親の家に近接した場所に家を建て移り住もうと考え、祖父の所有の農地である本申請地の 5 条転用を行い、使用貸借権の設定を行うものです。

8番の申請についてですが、転用目的は、非農家の自己住宅です。

申請場所は、観音寺市大野原町中姫字竈池 445 番 1 で、大野原中学校から西に約 1,000m に位置し、市道中姫神社連絡線から東へ 5m 入った都市計画区域外の第 2 種農地で、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地 204 m²、併せ地 101.69 m²、合計 305.69 m²です。

利用計画ですが、住宅 2 階建て 81.15 m² で土地利用率は 26.54% です。

転用に及んだ理由ですが、平成 30 年頃併せ地の宅地と一体利用しておりました。今回の転用では譲受人が結婚を契機に、今後夫婦で生活するために、両親の家に近接した場所で祖父が所有する本申請地で 5 条転用を行い、無償の所有権移転を行うものです。無断転用の始末書を付しての申請です。

議案第 3 号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

会長 1 番から 3 番については、合田政光委員 補足説明を行います。

合田委員 問題ありません。

会長 4 番、について 富田敏弘委員 補足説明を行います。

富田委員 問題ありません。

会長 5 番について 萩田昇吾委員、補足説明をお願いします。

萩田委員 問題ありません。

会長 6 番、7 番について 合田 亘 委員、補足説明をお願いします。

合田委員 問題ありません。

会長 8 番について 中村 能身 委員、補足説明をお願いします。

中村委員 問題ありません。

会長 地区委員さんより補足説明がありましたが全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 問題ありません。

会長 全員異議がないようですので、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 4 号「非農地証明願について」を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第 4 号について説明させていただきますので、議案書の 13 ページをご覧ください。

議案第 4 号非農地証明願について、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。令和 2 年 5 月 20 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 5 件です。

1 番の申請地は、観音寺市天神町二丁目甲 916 番 1 で、観音寺市役所から西に約 500m に位置し、登記地目は田、現況地目は宅地で、面積は 229 m² で昭和 22 年頃から宅地として利用されています。

2 番の申請地は、観音寺市柞田町字中新田乙 1862 番 4 で、市立柞田小学校から西に約 1 キロに位置し、

登記地目は田、現況地目は田で、面積は151 m²で、200 m²未満の農業用施設として利用されています。

3番の申請地は、観音寺市新田町字栗屋上 2239 番1外2筆で、市立豊田小学校から北西に約1.3キロに位置し、登記地目は田、現況地目は田が647 m²、現況地目雑種地が224 m²で、合計871 m²で、2239番1は昭和25年頃から宅地として、2240番と2241番は昭和25年頃より農道として利用されております。

4番の申請地は、2筆あり、そのうちの一筆は観音寺市伊吹町字真浦上 27番2で、伊吹支所から南に約150m、もう一筆は観音寺市伊吹町字北浦 1155番1で、伊吹支所から北東に約340mに位置し、登記地目は畠、現況地目は畠が819 m²、現況地目は山林が114 m²で、合計は933 m²で、平成5年頃から山林化しております。

5番の申請地は、観音寺市大野原町有木字クルミ砂乙 123番1で、大野原支所から南東に約7キロに位置し、登記地目は畠、現況地目は山林で、面積は651 m²で、昭和43年頃から山林化しております。

1番、3番について、当時の航空写真を確認しましたが、いずれも宅地であったことが確認できていることから、非農地の認定基準の「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

2番は、非農地の認定基準である「耕作の事業を行うものが、その農地の200 m²未満を自らの耕作の事業のための農業経営施設のように供する場合」に該当するものです。

4番、5番については、当時の航空写真を確認し、山林化していることが確認できていることから、非農地の認定基準である「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰瘍（カルハ）し、農地として復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

会長 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

会長 1番については、合田 政光 委員 補足説明を行います。

合田委員 特に問題ありません。

会長 2番について 富田 敏弘 委員 補足説明を行います。

富田委員 特に問題ありません。

会長 3番について、豊田 敏計委員、補足説明をお願いします。

豊田委員 特に問題ありません。

会長 4番については伊吹島のため事務局に確認をお願いしています。

事務局 事務局から伊吹支所職員へ依頼し、現地を確認しましたが、説明のとおり、山林化が進んでおり、農地として復旧することが著しく困難な土地であると連絡を受けました。

会長 5番について 今井 康博 委員、補足説明をお願いします。

今井委員 特に問題ありません。

地区委員さんより補足説明がありました全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

会長 異議がないようですので、議案第4号「非農地証明願について」は、承認することに決定させていただきます。

引き続きまして、議案第5号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長（農政管理係長）

失礼します。議案第5号について説明させていただきますので、議案書の16ページをお開きください。

議案第5号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の觀音寺市農業經營基盤強化促進基本構想に基づく「觀音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業經營基盤強化促進法第18条第1項の規定により原案のとおり決定する。

令和2年5月20日 農業委員会会長よりの提出です。

次の17ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和2年5月30日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの設定面積の合計を報告させていただきます。

觀音寺地区 ありません。高室地区 1,126 m² 常磐地区 ありません。柞田地区 5,181 m² 木之郷地区 ありません。豊田地区 1,503 m² 一ノ谷地区 1,356 m² 大野原地区 36,085 m² 豊浜地区 4,443 m²

であり、全て田で64筆、面積56,733 m²となっております。

今月は38件の申出がありました。

申出の中で、24ページ14番と15番は、認定農業者の方が10月からそれぞれ4月と5月まで期間使用貸借するものです。

ほかは、特に気になる案件はありませんので、個々の説明は省略させていただきます。

一通りお目通しいただきまして、議案書の38ページまでお進みください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和2年5月29日公告（案）ですが農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、該当する地区的集積面積の合計を報告させていただきます。

觀音寺地区 ありません。高室地区 ありません。常磐地区 ありません。柞田地区 8,714 m² 木之郷地区 ありません。豊田地区 19,915 m² 粟井地区 1,034 m² 一ノ谷地区 2,957 m² 大野原地区 19,756 m² 豊浜地区 7,402 m²

で、合計27件、田67筆、59,778 m²です。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、次の39ページから44ページに記載しております。

表の左から、貸付者の情報、権利設定する土地の情報、半分から右側に貸付先の情報と設定する権利を記載しております。またこれは、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸される一括方式による貸借となります。

今月の認定農業者等が担う面積等の区分については、個人の認定農業が34筆・40,240.16 m²、農業法人で認定農業者が10筆・10,120 m²、認定新規就農者が6筆・4,121 m²となっています。

全て、新規の貸借となり、令和2年6月1日付で設定される貸借となります。

議案第5号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしくお願ひします。

事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

会長 特にないようですので、議案第5号「觀音寺市農用地利用集積計画（案）に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の会長専決について（報告）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

農地係長 それでは議案第6号について説明させていただきますので、議案書の45ページをご覧ください。

議案第4号非農地証明願について、別紙記載の申請地は、4月定例会の議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」で審議し、意見書を付して知事に進達するとしておりましたが、一部申請地を農地法第4条に修正するもので、この事業は県が実施する一の谷川総合流域防災河川事業の工期に影響し急を要するため、会長専決により、意見書を付して知事に進達し、受理されたので報告する。令和2年5月20日農業委員会会長からの提出です。

これは、4月定例会の議案第3号の申請番号5番で審議し、知事に進達したものですが、観音寺市吉岡町字畔田93番1を農地法第4条に修正するよう要請がありました。この事業は県が実施する一の谷川総合留意域防災河川事業の後期に影響し急を要すること、また、4月に定例会で審議し、ご確認いただいていることをから、会長専決により、意見書を付して知事に進達し、受理されたものです。

議案第6条については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

会長 事務局の説明が終わりましたが、議案第6号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

会長 特にないようですので、議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の会長専決に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

会長 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長（会長） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。副会長、閉会の挨拶をお願いいたします。

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和2年度第2回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時閉会>